

電気事業法第 51 条第 3 項による
使用前安全管理審査
申請の手引き

2024 年 6 月

第 8 版

一般財団法人 発電設備技術検査協会

法定業務室

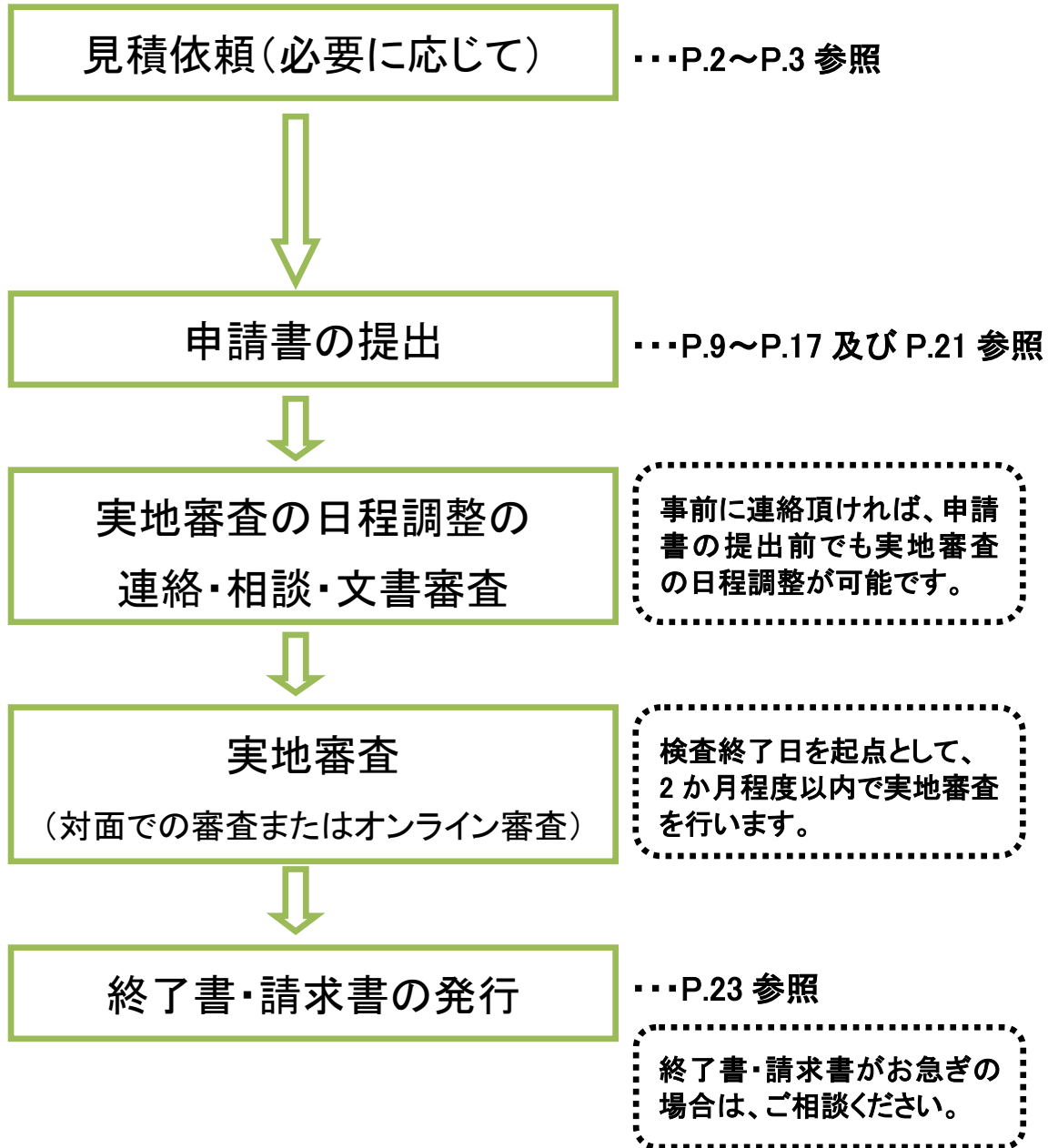
Japan Power Engineering and Inspection Corporation
Safety Management Audit Division

発電技検

目 次

1. 使用前安全管理審査の流れ	1
2. 見積依頼	2
2.1 「見積依頼について」の記載例	2
2.2 「見積依頼について」の記載要領	3
3. 審査の範囲	5
3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲	5
3.2 受審時期及び申請書提出時期	5
3.3 複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制	7
3.4 受審をまとめられる単位	8
4. 申請書の提出	9
4.1 申請書類(提出する書類)	9
4.2 「使用前安全管理審査申請書」の記載例	10
4.3 「使用前安全管理審査申請書」の記載要領	12
4.4 「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載例	15
4.5 「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領	16
4.6 「連絡担当票」の記載例	17
4.7 「連絡担当票」の記載要領	18
4.8 「溶接自主検査対象電気工作物の概要」の記載例	19
4.9 安全管理審査の打ち切り	20
5. 申請書・見積書の提出先	22
6. 審査料金の請求について	23
7. 問合せ先	24

1. 使用前安全管理審査の流れ



<2.2「見積依頼について」の記載要領>

「見積依頼について」の記載にあたっては、特に次の点にご注意下さい。

【1.受審組織の名称】

受審組織とは使用前自主検査を行う組織です。

「組織の名称」については、施行規則第52条第1項若しくは第3項で定める主任技術者の選任範囲若しくは兼任範囲である事業場又は設備に係る**使用前自主検査を行う組織名**として下さい。

なお、共通の使用前自主検査実施体制*を構築している発電所の一体化の申請は、それらをまとめている事業者名を記載して下さい。その際、審査対象となる全ての発電所名を()書きで、代表となる事業者名の後ろに追記して下さい。

*詳細はP.7の「3.3 複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制」を参照して下さい。

例 (複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制を構築した場合)
○○株式会社 ○○事業所 (○○発電所)
(●●発電所)

【2.使用前自主検査の協力事業者名】

協力事業者とは使用前自主検査の**検査結果の合否判定を行う組織**のことです。

使用前自主検査を**協力事業者(検査結果の合否判定を行う場合に限る)**へ委託する場合は、当該見積りに係る全ての協力事業者名を記載して下さい。ただし、溶接自主検査に係る協力事業者は記載して頂かなくても結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【3.使用前自主検査対象設備・検査期間】

当該見積りの対象となる全ての電気工作物に対し、電気工作物ごとに検査開始日から終了予定日又は実施した終了日までの期間を記載して下さい。

例 ① ○○発電所 第1号ボイラー 100 t/h
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)
② ○○発電所 第1号蒸気タービン 1,500kW
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)
③ ○○ビル 需要設備
受電電圧 ○○V
設備容量 ○○kVA
最大電力 ○○kW
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)
④ ○○風力発電所 500kW ○基
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)
⑤ ○○太陽電池発電所 2,000kW
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)
⑥ ○○蓄電所
容量 8万 kWh
出力 1万 kW
(検査期間:○○年○月○～○○年○月○日)

【4.工事種別区分】

電気事業法施行規則別表第二による工事区分を選択して下さい。

【5.溶接自主検査の有無】(火力発電所・燃料電池発電所のみ)

当該の申請において、溶接自主検査の実績及び見込みを含め有無を選択して下さい。なお、有を選択された場合、民間製品認証制度の活用の有無も選択して下さい。溶接自主検査が複数あり、民間製品認証制度活用が有の案件と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。

また、溶接自主検査における協力事業者数についても記載して下さい。

例 溶接自主検査の協力事業者数
民間製品認証制度活用 有：○社、無：○社

【6.自主検査組織区分】

該当する組織区分を選択して下さい。目指す組織区分とは今回の申請において評価を目指す組織区分のことで、

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第73条の6)
1号組織(システム)	国からの評価結果通知を受けた日から3年3月を超えない時期
2号組織(解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
3号組織(個別)	使用前自主検査を行う時期

【7.審査受審場所の最寄駅からの交通手段】

実地審査場所(使用前自主検査場所)への交通手段を記載して下さい。

(必須項目ではないですが、記載して頂ければ幸いです。なお、旅費込みの見積りをご希望される場合は必ずご記載ください。)

例 最寄駅：○○線○○駅
最寄駅より：徒歩：○○分
バス：○○停留所○○分○○円又は、タクシー：○○分○○円

【8.見積書の入手方法】

見積書の入手方法を選択して下さい。原則、Eメール又はFAXにて送付させていただきます。

【9.その他、要望事項】

旅費込みの見積りをご希望される場合や審査ご希望日がありましたら記載して下さい。また、その他見積りについてのご質問、ご要望等がありましたら記載して下さい。

オンライン安全管理審査を希望の場合、「オンライン審査希望」と記載して下さい。

また、発電所や事業所(設置場所)と審査の受審場所が異なる場合は、本欄に受審場所の名称と所在地をご記載ください。

注：交通費は実費で請求させていただいておりますので、タクシー料金などにより見積金額が請求書と相違する場合があります。予算の確保等で見積りをご希望される場合は、その旨を本欄にご記載ください。

【10.連絡先】

見積書を提出させて頂く際の連絡先、見積書宛名、見積提出期限を記載して下さい。

3. 審査の範囲

<3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲>

使用前自主検査を行う事業用電気工作物を**設置・変更する場合**、登録安全管理審査機関の使用前安全管理審査を受審することが義務づけられています。登録安全管理審査機関ができる範囲は、**電気事業法施行規則第73条の6の2により、次に掲げる設備**と定められております。

一	水力発電所
二	火力発電所
三	燃料電池発電所
四	太陽電池発電所
五	風力発電所
六	蓄電所
七	変電所
八	送電線路(電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。)を含む。)
九	需要設備(鉱山保安法が適用されるものを除く。)

<3.2 受審時期及び申請書提出時期>

使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する場合、登録安全管理審査機関の使用前安全管理審査を受審することが義務づけられています。

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第73条の6)	申請書の提出時期
1号組織 (システム)	国からの評価結果通知を受けた日から3年3月を超えない時期	審査受審希望の 2か月前 まで
2号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期	
3号組織 (個別)	使用前自主検査を行う時期	審査受審希望の 1か月前 まで

使用前安全管理審査の審査実施日につきましては、**使用前自主検査完了日から2か月程度*(最大3か月)までに実施させて頂いております。**

もし、ご対応が難しい場合はP.24の問い合わせ先にご相談ください。

【設置・変更の工事において対象となる設備等の例】

※記載はあくまで代表例です。詳細は電気事業法施行規則 別表第2をご覧ください。

発電所・設備名称	対象となる工事・機器名称の例示
①水力発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(別に告示されるものを除く。) ・取水設備 ・導水路 ・水圧管路 ・水車 など
②火力発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事 (汽力を原動力とするもの、1,000kW 以上のガスタービンなど) ・蒸気タービン ・ボイラー ・燃料設備 ・液化ガス設備 など
③燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(出力 500kW 以上) ・燃料電池設備の改造 ・容器、熱交換器又は改質器の設置又は改造 など
④風力発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(出力 500kW 以上) ・風力機関 ・回転速度の変更又は 5%以上の出力変更 ・風車又は支持物の強度変更 ・調速装置又は非常調速装置の種類の変更 など
⑤太陽電池発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(出力 2,000kW 以上) ・太陽電池の取替 ・20%以上の電圧の変更 ・支持物の強度変更 など
⑥発電所に係る電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事 ・発電機 ・変圧器 ・電圧調整器又は電圧位相調整器 ・調相器 ・電力用コンデンサー ・遮断器 など
⑦変電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(電圧 17 万 V 以上(受電所は 10 万 V 以上)) ・変圧器 ・電圧調整器又は電圧位相調整器 ・調相器 ・電力用コンデンサー ・遮断器 など
⑧蓄電所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(出力 1 万 kW 以上又は容量 8 万 kWh 以上) ・変圧器 ・電圧調整器又は電圧位相調整器 ・調相器 ・電力用コンデンサー ・遮断器 など
⑨送電線路	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(電圧 17 万 V 以上の送電線路) ・電線路 ・開閉所 など
⑩需要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の工事(受電圧 1 万 V 以上) ・遮断器 ・電力貯蔵装置 ・電線路 など

＜3.3 複数発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制＞(火力発電所のみ)

各発電所の使用前自主検査実施組織の上位組織が、複数発電所における共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所がそのマニュアル等に従い使用前自主検査を実施する体制のことを指します。

上位組織で定めたマニュアル、手順書等以外で、発電所毎にその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定されます。かつ、その手順どおりに作成されていることが必要となります。

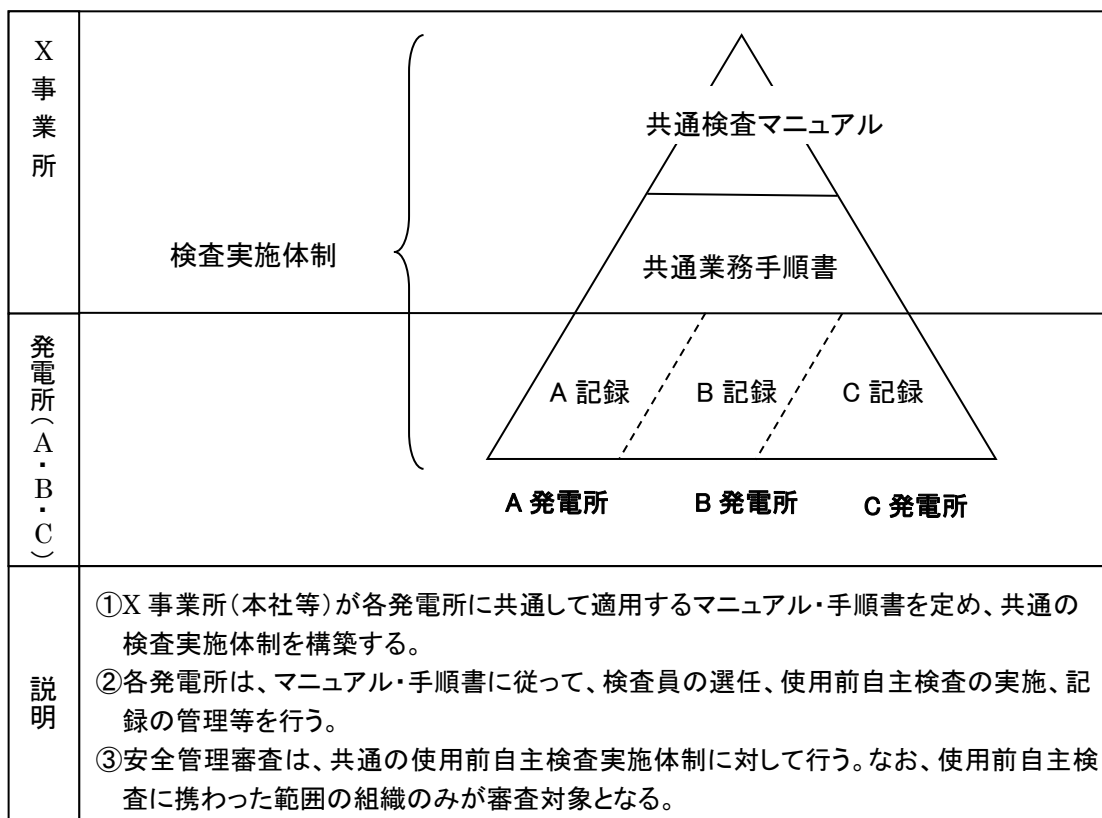


図 1. 複数発電所一体の共通の法定自主検査実施体制を構築している法定自主検査実施組織の概略(内規より)

＜3.4 受審をまとめられる単位＞

1つの発電所又は事業所(設置場所)において、同時期に複数の電気工作物の工事計画書に係る使用前安全管理審査を受審する場合には、工事計画書毎に申請書の提出をお願いします。

この場合、使用前安全管理審査を同一日(一例) AM:申請書①、PM:申請書②)に受審することも可能です。(図2.参照)

同時期に使用前自主検査が終了した場合[例1]や、最も早い使用前自主検査終了日の発電設備と他の複数の発電設備が、使用前安全管理審査実施時期(使用前自主検査完了日から2か月程度*(最大3か月)まで)に受審が可能な場合[例2]を示します。

*安全管理審査までの期間は、法令等での定めはありませんが、この期間内での受審をお願いしています。

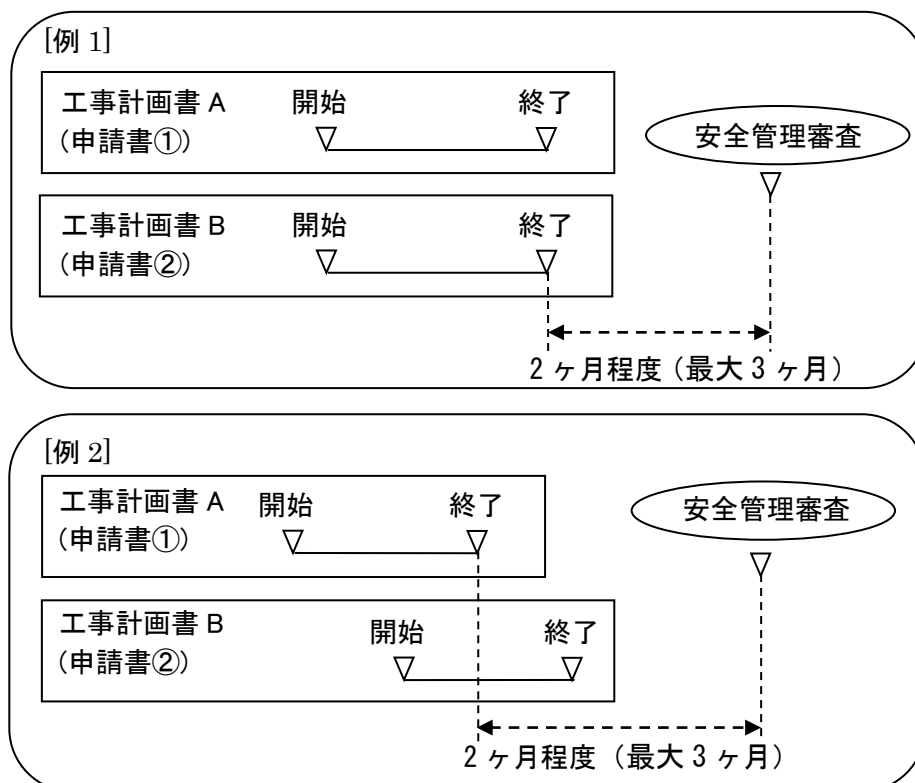


図2. 1つの発電所又は事業所(設置場所)であって、同時期に複数の発電設備の使用前安全管理審査を受審する場合の考え方

4. 申請書の提出

<4.1 申請書類(提出頂く書類)>

○システム 1号組織 2号組織

申請書類	様式	部数
①使用前安全管理審査申請書	(使用前様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	(任意の様式をご使用ください)	原紙 1部 (2回目以降の申請はコピー)
③連絡担当票	(使用前様式第2)	各コピー 1部 ※:⑦について枚数が膨大な場合は、ご相談ください。
④前回「評定通知書」	(任意の様式をご使用ください)	
⑤使用前自主検査実施体制表		
⑥使用前自主検査マニュアル		
⑦工事計画届出書一式 ※		
⑧使用前自主検査工程表	(使用前様式第3)	
⑨溶接自主検査対象電気工作物の概要(溶接自主検査がある場合) (火力発電所・燃料電池発電所のみ)	(使用前様式第4)	

○個別 3号組織

申請書類	様式	部数
①使用前安全管理審査申請書	(使用前様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	(任意の様式をご使用ください)	原紙 1部 (2回目以降の申請はコピー)
③連絡担当票	(使用前様式第2)	各コピー 1部 ※:⑦について枚数が膨大な場合は、ご相談ください。
④使用前自主検査実施体制表	(任意の様式をご使用ください)	
⑤使用前自主検査要領書		
⑥使用前自主検査マニュアル (システムを指す場合)		
⑦工事計画届出書一式 ※		
⑧使用前自主検査工程表	(使用前様式第3)	
⑨溶接自主検査対象電気工作物の概要(溶接自主検査がある場合) (火力発電所・燃料電池発電所のみ)	(使用前様式第4)	

各項目の詳細は 12 ページの記載要領を参照下さい。

<4.2「使用前安全管理審査申請書」の記載例①>

(使用前様式第 1)

使用前安全管理審査申請書 (火力発電所・燃料電池発電所)

申請番号：
申請年月日 年 月 日

理事長個人名は記載不要です。

申請番号は申請者が任意で決めて下さい。なければ記載不要です。

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

所在地 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇

組織名称は、発電所・事業所・〇〇ビルなどと記載ください。(不明な場合は、お問い合わせください)

原則、申請者は代表者として対外的に権限のある者とし、委任された方(例：発電所長、工場長)が申請者となる場合は委任状の提出をお願いします。

電気事業法第 51 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称) 〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	「該当なし」
使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【使用前自主検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 【使用前自主検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
施行規則第 73 条の 6 各号に掲げる組織の区分	〇〇発電所 (□設置、□変更) (□1号に掲げる組織、□2号に掲げる組織、□3号に掲げる組織)
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	第〇号〇〇〇 〇〇 例)① 第〇号ボイラー 100t/h ② 第〇号蒸気タービン 1,500kw ③ 第〇号発電機 6,000kVA
使用前自主検査の実施時期	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
溶接自主検査実施状況及び結果の確認の有無(火力発電所・燃料電池発電所のみ)	<input type="checkbox"/> 有 (民) <input type="checkbox"/> 無
オンライン安全管理審査の希望有無	<input type="checkbox"/> 希望有 <input type="checkbox"/> 希望無(対面での審査希望)

検査結果の合否判定を協力事業者へ委託した場合、協力事業者名称の記載をお願いします。該当なければ「該当なし」と記載をお願いします。

実施場所の名称に「発電所名又は事業所(設置場所)」まで記載をお願いします。

システム目指す・現にシステムをお持ちの場合は「1号に掲げる組織」、個別の場合は「3号に掲げる組織」の区分を選択して下さい。

使用前自主検査対象になる全ての電気工作物の検査開始日から、最も遅い終了日までの期間の記載をお願いします。

従前の対面での審査を希望の場合は、希望無、オンラインを希望する場合は希望有に「レ」又は「■」をお願いします。

既に「■」が入っているものは添付が必須です。

添付する資料に「レ」又は「■」をお願いします。

(添付資料) ■使用前自主検査実施体制表(必須) ■使用前自主検査工程表(必須)
□使用前自主検査マニュアル □委任状
■使用前自主検査要領書(必須) □前回評定通知書
■工事計画届出書(写し)(必須) ■連絡担当票(必須)
□溶接自主検査対象電気工作物の概要

各項目の詳細は 12 ページの記載要領を参照下さい。

<4.2「使用前安全管理審査申請書」の記載例②>

(使用前様式第 1)

使用前安全管理審査申請書 (水力発電所・太陽電池発電所・風力発電所・蓄電所・変電所・送電線路)

申請番号：
申請年月日 年 月 日

理事長個人名は記載不要です。

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

申請番号は申請者が任意で決めて下さい。なければ記載不要です。

所在地 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇

組織名称は、発電所・事業所・〇〇ビルなどと記載ください。(不明な場合は、お問い合わせください)

原則、申請者は代表者として対外的に権限のある者とし、委任された方(例：発電所長、工場長)が申請者となる場合は委任状の提出をお願いします。

電気事業法第 51 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称)〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地)〒 - 〇〇県〇〇
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	「該当なし」
使用前自主検査の実施場所及び当該検査対象となる組織の区分	【使用前自主検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
施行規則第 73 条の 3 に掲げる組織の区分	〇〇発電所 (□設置、□変更) (□1 号に掲げる組織、□2 号に掲げる組織、□3 号に掲げる組織) 第〇号〇〇〇 〇〇
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	〇〇
使用前自主検査の実施時期	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
オンライン安全管理審査の希望有無	<input type="checkbox"/> 希望有 <input type="checkbox"/> 希望無(対面での審査希望)

検査結果の合否判定を協力事業者へ委託した場合、協力事業者名称の記載をお願いします。該当なければ「該当なし」と記載をお願いします。

実施場所の名称に「発電所名又は事業所(設置場所)」まで記載をお願いします。

システム目指す・現にシステムをお持ちの場合は「1 号に掲げる組織」、個別の場合は「3 号に掲げる組織」の区分を選択して下さい。

使用前自主検査対象になる全ての電気工作物の検査開始日から、最も遅い終了日までの期間の記載をお願いします。

従前の対面での審査を希望の場合は、希望無、オンラインを希望する場合は希望有に「レ」又は「■」をお願いします。

既に「■」が入っているものは添付が必須です。

添付する資料に「レ」又は「■」をお願いします。

(添付資料) ■使用前自主検査実施体制表(必須) ■使用前自主検査工程表(必須)
□使用前自主検査マニュアル □委任状
■使用前自主検査要領書(必須) □前回評定通知書
■工事計画届出書(写し)(必須) ■連絡担当票(必須)

<4.3「使用前安全管理審査申請書」の記載要領>

「使用前安全管理審査申請書(使用前様式第 1)」は指定様式となりますので、発電技検 HP(トップページ→安全管理審査→申請について)より申請の様式を確認して下さい。なお、「使用前安全管理審査申請書」の記載内容に変更があった場合は、変更申請を行う必要があります。P.15 以降の「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領をご確認下さい。

【申請番号及び申請年月日】

上段には申請者が任意で定めた申請番号を、下段には申請年月日を記載して下さい。申請番号がなければ記載は不要です。

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者 所在地及び氏名】

申請者とは当該申請に関する代表者として、対外的な契約権限のある者又は第51条第3項の使用
前安全管理審査に係わる一切の手続きについて、その権限を委任された者です。

申請者の郵便番号、所在地、会社名(委任されている場合は発電所名等も記載して下さい。)及び
記名(押印は任意)をお願いします。

権限を委任されている方が申請者となる場合は、当協会宛の委任状の提出をお願いします。

既に原紙を提出して頂いている場合は、当協会の受領印のある委任状の写しの添付で結構です。

【審査を受けようとする組織の名称】

審査を受けようとする組織については、施行規則第52条第1項又は第3項で定める主任技術者
の選任範囲又は兼任範囲である事業場又は設備に係る使用前自主検査を行う組織名及び所在地
として下さい。(不明な場合は、ご相談ください。)

なお、火力発電所の場合であって、複数発電所が共通の使用前自主検査実施体制を構築してい
る使用前自主検査実施組織としての申請は、それらをまとめている事業所名及び所在地を記載して
下さい。その際、審査対象となる全ての発電所名を()書きで組織の名称の後ろに追記して下さい。

例1(発電所を組織の単位として構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○工場発電所

(所在地) 〒 - ○○県○○市○○町○-○-○

例2(複数発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制を構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○事業所 (○○工場発電所)

(所在地) 〒 - ○○県○○市○○町○-○-○

【使用前自主検査の協力事業者の名称】

使用前自主検査を協力事業者へ委託した場合は、当該申請に係る全ての協力事業者名及び所在
地を記載して下さい。(当該事業者が検査結果の合否判定を行う場合に限り) なお、溶接自主検査
に係る協力事業者は記載して頂かなくても結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所】

使用前自主検査の実施場所については、使用前自主検査が実施された全ての場所の名称及び所
在地を記載して下さい。

検査記録の保管場所については、使用前自主検査記録として設置者が承認した記録を保管してい
る場所の名称及び所在地を記載して下さい。

1つの申請書において、複数の検査場所、保管場所が存在する場合で、枠内に記載できない場合

は、「別紙のとおり」とし、別紙(様式は問いません)を使用して頂いて結構です。

【施行規則第 73 条の 6 各号に掲げる組織の区分】

現在、評定を受けている組織の区分を、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第 73 条の 6)
1 号組織(システム)	国からの評定結果通知を受けた日から 3 年 3 月を超えない時期
2 号組織(解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
3 号組織(個別)	使用前自主検査を行う時期

【使用前自主検査対象電気工作物の概要】

使用前自主検査対象設備が複数になる場合はすべて記載して下さい。枠内に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙(様式は問いません)を用いて電気工作物の名称、容量を記載して下さい。

【使用前自主検査の実施時期】

個々の電気工作物に対する検査時期の詳細については、申請の様式中の「使用前自主検査工程表(使用前様式第 3)」で確認できます。今回の申請対象となる全ての電気工作物を対象とした検査開始日から計画されている終了日又は実際の終了日を記載して下さい。

例 火力発電所

(1B)〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 6 月 10 日

(1T)〇〇年 5 月 1 日～〇〇年 6 月 30 日

検査の実施時期⇒〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 6 月 30 日

需要設備

(A 系統)〇〇年 6 月 1 日～△△年 6 月 10 日

(B 系統)〇〇年 10 月 1 日～△△年 12 月 10 日

検査の実施時期⇒〇〇年 6 月 1 日～△△年 12 月 10 日

【溶接自主検査実施状況及び結果の確認の有無】(火力発電所・燃料電池発電所のみ)

今回の申請において、溶接自主検査の実績があれば有を選択し、民間製品認証制度活用の有無を口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。溶接自主検査が複数あり、民間製品認証制度活用の有と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。

また、溶接自主検査の詳細な内容を P.19 の「溶接自主検査対象電気工作物の概要」(使用前様式第 4)を用い、添付して下さい。

【オンライン安全管理審査の希望有無】

今回の申請において、オンラインでの安全管理審査を希望される場合は希望有を選択し、従前の対面審査を希望される場合は希望無をそれぞれ口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

なお、審査前までに以下の記録の送付をお願いします。

- ・今回の設備停止日や検査開始日が分かる資料(保安日誌、工程表、試運転記録、負荷試験記録等、該当部のコピーのみをお願いします)
- ・検査記録一式(検査記録、測定記録、測定機器の校正記録等、正版でもコピー版でもどちらでも可)。
なお、検査記録一式は審査終了後、返送させていただきます。

【(添付資料)】

添付される資料があれば、□中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

不明な点がありましたら、P.24 の問合せ先へ連絡をお願いします。

各項目の詳細は次ページ記載要領を参照下さい。

<4.4「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載例>

申請番号に改訂番号を附して下さい。変更申請を申請する年月日の記載をお願いします。

使用前安全管理審査申請書
(火力発電所・燃料電池発電所) (変更)

〇〇発電第1号-1
〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 発電設備技術検査

記載内容に変更がある場合は、変更申請の提出をお願いします。

所在地 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称)〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	(名称)〇〇株式会社 〇〇工場 (変更前) (所在地)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (名称)〇〇株式会社 〇〇工場 (変更後) (所在地)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-▲-■
使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【使用前自主検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 【使用前自主検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
施行規則第73条の6各号に掲げる組織の区分	〇〇発電所 (□設置、□変更) (□1号に掲げる組織、□2号に掲げる組織、□3号に掲げる組織) (変更なし)
使用前自主検査対象電気工作物の概要(複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	第〇号〇〇〇 〇〇 (変更なし)
使用前自主検査の実施時期	〇〇年〇月〇日~〇〇年〇月〇日 (変更なし)
溶接自主検査実施状況及び結果の確認の有無(火力発電所・燃料電池発電所のみ)	■ 有 (民間製品認証制度活用 ■有 □無) □ 無 (変更なし)
オンライン安全管理審査の希望有無	□ 希望有 ■ 希望無(対面での審査希望) (変更なし)

記載内容に変更がある場合は、変更前と変更後の内容を記載して下さい。

- (添付資料) ■使用前自主検査実施体制表(必須) ■使用前自主検査工程表(必須)
□使用前自主検査マニュアル □委任状
■使用前自主検査要領書(必須) □前回評定通知書
■工事計画届出書(写し)(必須) ■連絡担当票(必須)
■溶接自主検査対象電気工作物の概要

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、「レ」又は「■」をお願いします。

<4.5「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領>

申請書提出後、「使用前安全管理審査申請書」の記載内容を変更される場合は「使用前安全管理審査申請書(変更)」として変更申請をお願いします。

組織の変更に係らず、会社名、申請者名や工場名又は所在地が変更される場合は、基本的には変更申請を行って下さい。ただし、申請組織において、変更申請を行わなくても問題ない場合は、変更申請は不要です。

記載にあたっては、特に次の点にご注意下さい。

【申請番号及び年月日】

初回申請番号に改定番号を附し、変更申請を申請する年月日を記載して下さい。

初回申請番号に改定番号を附す事が困難な場合で、初回の申請番号と異なる申請番号になる場合は、変更前申請番号を併記して下さい。

例 29 発電第 1 号—1
29 発電第 1 号—A
29 発電第 3 号(変更前申請番号 29 発電第 1 号)

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者の所在地及び氏名】

「安全管理審査終了書」は、申請書に記載の申請者名宛てに発行しますので「安全管理審査終了書」等の宛名の変更を希望される方は、申請書の変更手続きをして下さい。

【申請内容】

次の項目について、変更前・後の内容を記載して下さい。変更の無い箇所については、「変更なし」と記載して下さい。

- ・審査を受けようとする組織の名称
- ・使用前自主検査の協力事業者の名称
- ・使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所
- ・施行規則第 73 条の 6 各号に掲げる組織
- ・使用前自主検査対象電気工作物の概要
- ・使用前自主検査の実施時期
- ・溶接自主検査実施状況及び結果の確認の有無

なお、使用前自主検査の実施時期に変更があった場合は、変更申請を行わず、見え消し・訂正印でも可能です。

例 ○○株式会社 ○○工場 (変更前)
○○県○○市○○町○-○-○
○○株式会社 ■■工場 (変更後)
○○県○○市○○町○-○-○

【(添付資料)】

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

各項目の詳細は次ページ記載要領を参照下さい。

<4.6「連絡担当票」の記載例>

(使用前様式第2)

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせに対応して頂ける方の記載をお願いします。

《連絡担当票》

【連絡担当者】

	設置者	設置者(複数名必要な場合)
郵便番号	〒 ー	〒 ー
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
会社名	〇〇株式会社 〇〇発電所	〇〇株式会社 〇〇発電所
所属	〇〇グループ	〇〇グループ
役職	〇〇	〇〇
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
TEL	ー ー	ー ー
FAX	ー ー	ー ー
E-mail	@	@

【報告書等送付先】

	国の評定通知送付先	発電技検の終了書等送付先
郵便番号	〒 ー	同左
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
会社名	〇〇株式会社 〇〇発電所	
所属	〇〇グループ	
役職	〇〇	
氏名	〇〇 〇〇	
TEL	ー ー	

※必ず設置者の宛名の記載をお願いします。

【請求書送付先】(該当箇所に記載)

	設置者	
郵便番号	(報告書送付先と同じ)	請求書の送付先は必ず設置者の方の記載をお願いします。
所在地		
会社名		
所属		
役職		
氏名		
TEL		
請求書宛名	〇〇株式会社 〇〇工場	審査料の納付が設置者以外の場合、ご希望の宛名を記載して頂ければ記載通りの宛名で請求書を発行します。
※		
備考		

内容が上記と同じ場合は「連絡担当者(報告書送付先)と同じ」等でも可能。

※納付者が設置者以外の場合は、記載をお願いします。

【検査実施体制】

	氏名
<input type="checkbox"/> BT 主任技術者	該当する主任技術者の□中に「レ」又は「■」をお願いします。
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者 (該当箇所を■)	
検査責任者※	

※複数名いる場合は行を追加し、記載をお願いします

申請時点での主任技術者及び検査責任者の記載をお願いします。

＜4.7「連絡担当票」の記載要領＞

「連絡担当票」については、発電技検からの連絡(経路)確保のために、内容に変更がある場合は、速やかに再提出(メールでも可)をお願いします。

【連絡担当者】

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせ等に対応して頂ける担当者の方を記載して下さい。また、連絡担当者の方と連絡が取りにくい場合は、複数名の方を記載して下さい。なお、申請書受付番号のお知らせを兼ねて申請受付通知を E メール又 FAX にて送付しますので、E メールアドレス及び FAX 番号を必ず記載して下さい。

【報告書等送付先】

『国からの評定通知送付先』及び『発電技検からの安全管理審査終了書等送付先』は設置者の方を記載して下さい。

【請求書送付先】

安全管理審査料の請求書の送付先を記載して下さい。請求書の宛名は 1 申請につき、1 社限りとさせていただきます。必ず設置者の方を記載して下さい。

なお、審査料の納付が設置者以外の場合は、請求書宛名欄にご希望の会社名等を記載して下さい。ただし、請求書は設置者の方に送付させていただきます。

【検査実施体制】

当該申請時における、電気工作物に必要な主任技術者及び検査責任者の氏名・役職を記載して下さい。また、該当する主任技術者(ボイラー・タービンもしくは電気)の口の中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

不明な点がありましたら、P.24 の問合せ先へ連絡をお願いします。

<4.8「溶接自主検査対象電気工作物の概要」の記載例> ……溶接自主検査がある場合に使用。
 (火力発電所・燃料電池発電所のみ)

溶接自主検査対象電気工作物の概要

(使用前様式第4)

No.	協力事業者の 名称及び所在地 (溶接施工工場)	計画 書番号	施設 番号	電気工作物の 名称	全継 手数	検査項目 ※	検査 場所	材料検査～ 耐圧検査期間	技術基準 適合確認日	検査 結果	民間製 品認証 制度活 用の有 無	補修 溶接の 有無	備考 (輸入品 の有無 等)
1	〇〇〇〇工業 株式会社 東京都港区 芝大門 2-10-12 (同上)	溶接検 査-001 号	1号 ボイラー	主蒸気配管、 第3 高圧ヒータ	25	M, A, B, W, PWHT, NDT, T, P, F	工場及び 発電所	2019年2月19日～ 2019年3月19日	2019年3月20日	良	無	有	・輸入品
2	以下余白												
3													
4													
5													
6													
7													
8													

各項目が網羅された内容であれば、様式はこだわりません。

SAMPLE

※M: 材料検査, A: 開先検査, B: 裏はつり, W: 溶接作業検査, PWHT: 熱処理検査, NDT: 非破壊検査, T: 機械検査, P: 耐圧検査, F: 外観検査

<4.9 安全管理審査の打切り>

使用前安全管理審査申請後、申請書に記載された全ての使用前自主検査を行わない場合や中止する場合は、申請書の打切り手続きを行う必要があります。まず、打切りを行う旨を、申請を受理した発電技検の事業所に連絡して頂き、「使用前安全管理審査打切り願い」(使用前様式第 5)に必要な事項を記載し、当該申請書を受理した発電技検の事業所へ送付して下さい。

なお、打切りをする旨を連絡されるまでに審査計画、文書審査、実地審査を行っていた場合は、発電技検の責に帰すべき事由により打切る場合を除き、業務規程に基づき審査料金、旅費等を請求させていただきます。

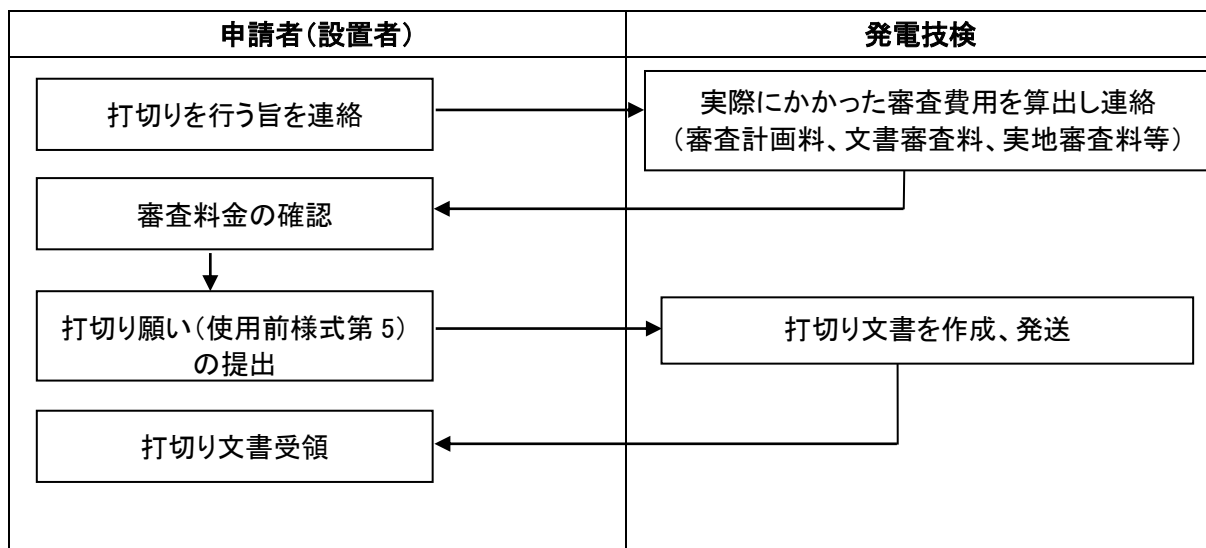


図 3. 打切りフロー

使用前安全管理審査打切り願い

年 月 日 号

一般財団法人 発電設備技術検査協会
理 事 長 殿

所在地
氏 名

印

年 月 日付け 号 をもって申請した使用前安全管理審査申請書は、下記事由により打切ります。

また、既に実施された審査料金の請求について合意します。

(打切り理由)

審査申請書 受付番号	号	受付年月日	年 月 日
---------------	---	-------	-------

以上

5. 申請書・見積書の提出先

申請書・見積書の提出は、原則として設置者（発電所・事業所など）を担当する発電技検の事業所へ提出して下さい。郵送、持参のいずれでも結構です。

なお、申請書鑑に社長印等の押印のない場合は、メール送付等による電子申請も可能です。ただし、**委任状**については**原紙の送付**が必要です。

表 1.申請書・見積書の提出先

④	③	②	①
区域	発電所の設置場所	担当する事業所（申請書・見積書提出先）	
①	<ul style="list-style-type: none"> 北海道産業保安監督部の管轄区域 関東東北産業保安監督部東北支部の管轄区域 中部近畿産業保安監督部の管轄区域 （ただし、静岡県、長野県のみ） 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 本部（法定業務室） 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル（3F） TEL：03-5404-3875、FAX：03-5404-3881 Mail：houtei@japeic.or.jp	
②	<ul style="list-style-type: none"> 中部近畿産業保安監督部の管轄区域 （ただし、静岡県、長野県を除く） 中部近畿産業保安監督部近畿支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 西日本支部 〒530-0003 大阪市北区堂島 2-1-16 フジタ東洋紡ビル（4F） TEL：06-7178-8525、FAX：06-7178-8529 Mail：nishireg@japeic.or.jp	
③	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国産業保安監督部の管轄区域 中国四国産業保安監督部四国支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 広島分室 〒732-0827 広島市南区稲荷町 4-1 広島稲荷町 NK ビル（11F） TEL：082-506-1950、FAX：082-263-1501 Mail：hiroshimabr@japeic.or.jp	
④	<ul style="list-style-type: none"> 九州産業保安監督部の管轄区域 那覇産業保安監督事務所の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 福岡分室 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-8-27 博多駅東パネスビル（3F） TEL：092-411-1071、FAX：092-474-7287 Mail：fukuokabr@japeic.or.jp	

6. 審査料金の請求について

審査料金の請求は「図 4. 見積依頼から請求書発行までのフロー」によるステップで行います。

- (1) 最終の現地審査時に審査チーム長が、改めて審査料金について説明を行います。
- (2) 審査料金は、請求書により後日請求しますので、請求書受領月の翌月末日までに指定の銀行口座にお振込み下さい。

振込み銀行名及び口座番号

・三菱UFJ銀行	本店	普通預金口座番号	7648950
・三井住友銀行	東京公務部	普通預金口座番号	842199
・みずほ銀行	東京営業部	普通預金口座番号	1860281

名義人 ザイ)ハツデンセツビギジュツケンサキヨウカイ
(先頭に「イッパン」は必要ありません)

- ・恐れ入りますが、振込み手数料のご負担をお願いします。
- ・請求書は申請者(設置者)へ送付しますが、納入者が異なる場合は、「連絡担当票」の請求書宛名欄に記載して頂ければ請求書の宛名はご希望通りに処理します。
- ・請求書の宛名は、1つの申請につき1社限りとさせていただきます。
- ・御社の請求書様式を希望される場合は、対応しますので連絡下さい。

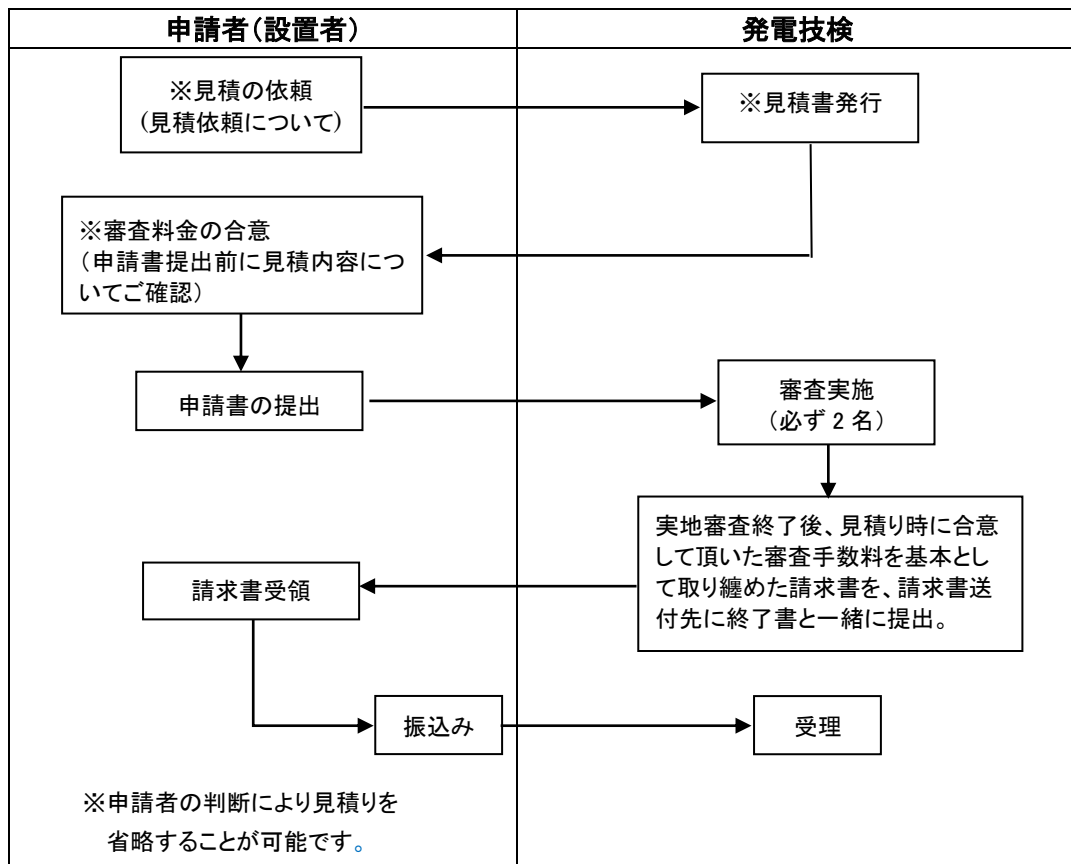


図 4. 見積依頼から請求書発行までのフロー

7.問合せ先

安全管理審査に関するお問い合わせ等については、下記に連絡下さい。

【問合せ先】

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 10 番 12 号 KDX芝大門ビル 3F
一般財団法人発電設備技術検査協会 法定業務室

TEL:03-5404-3875 FAX:03-5404-3881

E-mail: houtei@japeic.or.jp

ホームページ: <https://www.japeic.or.jp>

改訂履歴

改訂番号	改訂箇所	年月日
制定	新規作成	平成 29 年 4 月 1 日
1	内容についての定期見直し(記載の明確化と記載文言の修飾、和暦の削除、提出部数の変更、一部様式の見直し等)	2019 年 5 月 7 日
2	誤記修正(P.3、P.4、P.5、P.7、P.10:「定期」を「使用前」に修正他) 文言追加(P.1: ページ番号を追加、P.10: (使用前様式第 3)を追加)	2019 年 8 月 15 日
3	①P.9 の序文記載欄に文言追加(P.11 以降の「使用前安全管理審査申請書(変更)～」 ②P.12 の序文記載欄の文言修正(基本的には変更申請を行って～)と、ただし書きの追加(ただし、申請組織において、変更申請を行わなくても問題ない場合は、変更申請は不要です) ③定期見直し(一部の文言の統一化と明確化、様式第 4 の備考欄における一部文言削除) ④オンライン審査に関する文言追加(P1、P2、P4、P8、P10、P11、P12)	2021 年 4 月 1 日
4	①使用前安全管理審査において追加される設備を踏まえた文言の修正や内容の見直し。 ②『設置・変更の工事において対象となる設備等の例』を追加。	2023 年 3 月 20 日
5	P.12 4.3「使用前安全管理審査申請書」の【申請者所在地及び氏名】 申請書鑑において、表現の適正化を行い、社長印等の押印は任意である旨を明記。	2023 年 7 月 24 日
6	文書体裁の見直し	2023 年 12 月 21 日
7	P.8 3.4 の記載の適正化	2024 年 6 月 4 日
8	目次及び P.2 2.1 の記載の適正化 P.12 の申請様式について協会 HP の URL を削除し協会 HP 上の保存場所を記載 P.24 の協会 HP リニューアルに伴う URL の訂正	2024 年 6 月 27 日